平成２３年（フ）第９１１号
横浜市泉区和泉町4149番地２　レオパレス立場201号
債務者　越田　純子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１００４号
神奈川県大和市上草柳174番地23　ヴァンベール文ヶ岡202
債務者　アマンクワ由（旧姓伊丹）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１００７号
神奈川県茅ヶ崎市今宿965番地１―Ｅ―403号　リステージ茅ヶ崎ツインマークス
債務者　廣川　恵子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０１４号
横浜市南区永楽町２丁目17番地　レジデンス宝206
債務者　小川みち子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０３１号
横浜市戸塚区戸塚町4730番地　第５柏木コーポ201号
債務者　安藤　政義
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０３２号
横浜市戸塚区戸塚町4730番地　第５柏木コーポ201号
債務者　安藤　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０３７号
横浜市泉区和泉町4522番地２　宮澤ハイツ第２―205号
債務者　藤原　警司
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０３８号
横浜市泉区和泉町4522番地２　宮澤ハイツ第２―205号
債務者　藤原美智子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０３９号
横浜市港南区下永谷５丁目１番10号　モリシゲマンション303
債務者　平本　貴太
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０４７号
横浜市都筑区茅ケ崎中央９番14―502号
債務者　中島加奈子（旧姓大泉）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０４８号
神奈川県高座郡寒川町岡田６丁目10番17号　小谷ハイツ201号
債務者　小鹿　哲也
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０４９号
神奈川県高座郡寒川町岡田６丁目10番17号　小谷ハイツ201号
債務者　小鹿かず美（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０５６号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目67番地３　サミーハイツ105
債務者　成田祐妃子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０６８号
横浜市保土ケ谷区上星川３丁目19番５号　にしべコーポ102号
債務者　原田　史子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４５号
東京都東久留米市南沢５丁目19番８―719号
債務者　酒井美喜子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部